

## 新潟UBA(新潟県中小企業青年中央会)上期活動報告

# 全国青年中央会平成30年度通常総会・UBAサミット、 新潟県青年中央会第42回通常総会、 関東甲信越静岡ブロック青年中央会平成30年度総会を開催

新潟県中小企業青年中央会は、県内組合青年部及び経営者等が加入する新潟県中小企業団体中央会の青年部組織です。各種研修・交流会のほか、県知事との懇談会や上部団体である全国中小企業青年中央会の会議等へ出席し青年経営者のネットワーク形成のための活動を行っています。



(写真左)新しく選ばれた全国中小企業青年中央会役員

(写真右)平成30年度全国青年中央会総会、懇親会では地元徳島の阿波踊りが披露されました。

### 全国総会を徳島で開催

平成30年度全国中小企業青年中央会通常総会及びUBAサミットを徳島県徳島市にて開催しました。

今回は全国青年中央会の改選期にあたり、新しい会長には新潟県も所属する関東甲信越静岡ブロックから、田中大裕氏(埼玉県中小企業団体青年中央会前会長)が選出されました。田中会長の就任挨拶において、新スローガン「just do it」が発表され、「全国青年中央会は大所帯なので動きが遅くなってしまいがちでしたが、これからは有益な情報はすぐに出して、機敏に連携していこう」という全国青年中央会の今後の方針が発表されました。

その後のUBAサミットでは、これまで全都道府県の会長が意見交換やグループワークを行っていましたが、今後はグループワークのメンバーを2年間固定し、より議論が

深まるような取り組みとなりました。

会議後の懇親会では、徳島県商工労働観光部長、徳島市長はじめ多くの来賓をお招きし、総勢300名以上の参加者のもと盛大に開催されました。

### 新潟県青年中央会総会を開催

7月4日、新潟県中小企業青年中央会の総会、第1回青年部講習会を岩室温泉「ほてる大橋館の湯」で開催しました。

総会では全議案異議なく承認されました。また昨年度より、吉沢会長の発案のもと実施して参加者同士のグループディスカッションでは、お互いの組合の取り組みや有効な組合活動の事例について活発な意見交換が行われました。

青年部講習会では、福井県中小企業団体青年中央会元会長の寺本光宏氏を招き、青年中央会の活性化

策について講演いただきました。

寺本氏は福井県青年中央会の会長時代、「どうせ買うなら運動」を始め、それまで参加者の少なかった青年中央会の活動を活発にした実績を全国の青年中央会で講演をしておられます。「どうせ買うなら運動」とは、「どうせ買うなら青年中央会のメンバーから買いましょう」という青年中央会のメンバー同士の



元福井県青年中央会会長寺本光宏氏



(写真左)グループディスカッションでは会員同士忌憚のない意見交換がされました。

(写真右)平成30年度関東甲信越静ブロック中小企業青年中央会総会、今年の幹事県は千葉県となります。

ビジネスに繋げていこうという取り組みで、青年中央会のメリットは何かと考えたときに、「県内最大の異業種組織であること」、「お互いにビジネスができること」ではないか。ただお互いに顔がわからない中で、仕事は頼めないの、まずは顔と名前が一致することが大事。そのための仕掛けづくりとして、中央会の行事には必ず名前を書いたゼッケンを背中に貼って参加をしてもらうこと、勉強会だけでなくレクリエーションも取り入れながら、会員全員に参加してもらえようという取り組みを考えることが大切であるとお話がありました。

### 関東ブロック青年中央会総会

新潟県青年中央会が所属する、関東甲信越静ブロック中小企業青年中央会、平成30年度通常総会が千葉県いすみ市において開催されました。当ブロックの通常総会は、毎年各県が持ち回りで開催しており、今年は千葉県中小企業団体青年中央会が幹事県となります。

総会では全議案滞りなく可決決定したほか、総会後の代表者会議ではブロックの会長同士の意見交換会や、ブロックのメンバー同士、お互いの都県を知ることを目的に、各県の自慢の1品を紹介し合うという新しい取り組みを行いました。

### 新潟県中小企業青年中央会では会員を募集しています！

新潟県中小企業青年中央会では、会員を随時募集中です。会員同志の交流のほか、各種講習会の開催や知事との懇談会なども例年行っておりますので、ぜひとも多くの組合青年部からのご加入をお待ちしています！（個人でも加入可能）

＜お問い合わせ＞

新潟県中小企業団体中央会  
商業振興課 堀までご連絡ください。

年会費

青年部会員	30,000円
個人会員	15,000円

**中小企業経営者のみなさまへ 国が準備したセーフティネット 安心の材料をご提供します。**

**経営セーフティ共済** 取引先の突然の倒産！まさかのときの資金調達先は準備していますか？

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。回収困難となった売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。（最高8,000万円まで）  
当面の資金繰りに役立ち、自社と社員を守れます。

**小規模企業共済制度** 経営者ご自身の「現役引退後の生活資金」のことをお考えですか？

将来、「廃業」「役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。  
現役引退後の安心した生活設計が図れます。

●共済制度の詳細い内容は、パンフレット等を必ずご覧ください。

経営セーフティ共済 **検索**

小規模企業共済 **検索**

掛金は損金もしくは必要経費に算入できません

掛金は全額所得控除

★毎月3万円の掛金（年間36万円）で、例えば課税対象所得400万円の方なら、約11万円の節税になります。（左図は確定申告書の記載例）

制度の運営機関：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171（共済相談室） URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>